

経営事項審査の再審査について

令和3年4月1日から経営事項審査の審査基準が改正され、①技術職員数（Z1）、②労働福祉の状況（W1）、③建設業の経理の状況（W5）の改正、及び④知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（W10）の新設がされました。

この改正に伴い、改正前の審査基準での通知を受けた経営事項審査の結果については、次により再審査の申立てをすることができます。

1 再審査の概要

（1）再審査の期間

令和3年4月1日から令和3年7月31日まで。（当日消印有効。）

（2）再審査の対象者（ア、イの両方を満たす者のうち希望する者）

ア. 旧基準により、大分県知事から経営事項審査結果通知を受けている者

イ. 再審査の申立てをする日において、経営事項審査結果通知書の有効期間（審査基準日から1年7ヶ月）が残っている者

（3）受付方法

郵送（書留やレターパック等、配達記録が残る方法とする。）に限る。

（4）申請書送付先

〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1

大分県土木建築部土木建築企画課建設業指導班

経営事項審査（再審査）担当

（5）手数料

無料（ただし、申請書類等の郵送料については申請者負担。）

2 留意事項

（1）再審査の申立ては、直近の審査基準日、かつ、結果通知日が令和3年4月30日までのものに限ります。

（2）この再審査は、提出された書類に基づき、制度改正対象項目を再審査し、再度総合評定値を算出するものです。したがって、今回の改正に関わらない申請内容については、一切変更できません。（対象業種や完工高の変更等は出来ません。）

（3）なお、令和3年度における大分県の格付や発注業務等の指標とする経営事項審査の点数は全て、旧基準による点数を用います。

※他の自治体等の入札参加資格審査申請における再審査の必要性については、それぞれの機関にご確認ください。

（4）対面による審査は行いませんので、不備等があった場合は、電話やファックスにて補正指示を行います。補正が完了するまで、結果通知は発行出来ません。

（5）大分県に本店を有する大臣許可業者については、国土交通省九州地方整備局へ問い合わせをお願いします。

3 再審査の申立てに必要な書類

（1）提出書類（正本1部、副本2部の計3部を提出。提出後の問い合わせや補正に対応出来るよう手元に控えを別途残しておくこと。）

- ①経営規模等評価再審査申立書（様式第二十五号の十四 20001帳票）
- ②工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高（別紙一 20002帳票）の写し
- ③技術職員名簿（別紙二 20005帳票）
- ④その他の審査項目（社会性等）（別紙三 20004帳票）
- ⑤旧基準による経営状況分析結果通知書の写し
- ⑥旧基準による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
※上記②、⑤は、前回の申請書類の写しを添付すること。
- ⑦再審査項目に関する各種証明書類（CPDの認定単位の証明書の写し等）
- ⑧委任状（行政書士による代理申請等を行う場合）
- ⑨建設業許可変更届の写し
（旧基準による経営事項審査の申請日以降に、商号、所在地、代表者に変更のある場合）
- ⑩廃業届（旧基準による経営事項審査の申請日以降に一部廃業した場合）
※上記⑧、⑨は受付印のあるものの写しを添付すること。
- ⑪再審査結果通知書及び副本を送付するための返信用の封筒
※配達記録が残せるよう、簡易書留等に必要な代金の切手を貼付すること。
（レターパック等の記録付き封筒や、着払い伝票を貼付した封筒でも可）
- ⑫提出書類チェックリスト
全てA4サイズで作成し、左側を2つ穴あけ綴り紐等で綴じること。

（2）再審査申し立て申請書の記載方法

別紙記載要領のとおり

4 再審査の結果通知について

再審査申請の受理日（書類不備や補正等がある場合は、不備・補正等が完了した日）の翌月末を目途に発行。